

公開買付説明書の訂正事項分

2025年2月

SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION
(対象者：FDK株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION
【届出者の住所又は所在地】	No.73, Kuirou Shan Rd., Tamsui Dist., New Taipei City 25144, Taiwan (R.O.C.)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士 楽 楽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 栗田聡／同 嶋原友樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、FDK株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者が2025年2月13日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年2月13日付公開買付開始公告につきまして、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第2項但書に基づき、2025年2月17日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年2月18日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、記載事項の一部を訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2025年2月7日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得することができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2025年2月7日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得することができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2025年2月18日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 2025年2月17日

許可等の番号 JD第1659号

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、本公開買付け期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

Ⅱ 公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年2月13日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面(対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について)

外為法第27条第2項但書に基づき、2025年2月17日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年2月18日から公開買付者による対象者株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2025年2月7日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書」(JD第1659号)及び日本銀行が2025年2月17日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。

公開買付説明書

2025年2月

SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION
(対象者：FDK株式会社)

公開買付説明書

本書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION
【届出者の住所又は所在地】	No.73, Kuirou Shan Rd., Tamsui Dist., New Taipei City 25144, Taiwan (R.O.C.)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士 楽 楽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 栗田聡／同 嶋原友樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、FDK株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	16
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	19
6 【株券等の取得に関する許可等】	20
7 【応募及び契約の解除の方法】	20
8 【買付け等に要する資金】	24
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	26
10 【決済の方法】	26
11 【その他買付け等の条件及び方法】	26
第2 【公開買付者の状況】	29
1 【会社の場合】	29
2 【会社以外の団体の場合】	38
3 【個人の場合】	38
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	39
1 【株券等の所有状況】	39
2 【株券等の取引状況】	40
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	40
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	40
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	41
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	41
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	41
第5 【対象者の状況】	42
1 【最近3年間の損益状況等】	42
2 【株価の状況】	42
3 【株主の状況】	43
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	44
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	44
6 【その他】	44
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	45

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

FDK株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、1978年に設立されたSilitek Rubber Corporation(1983年にSilitek Corporationと社名変更)を前身として、2001年10月に同社のゴム部門に係る事業を分離することを目的として台湾において株式会社(股份有限公司)として設立され、2002年10月にSilitek Corporationのゴム部門に係る事業を譲り受けることにより事業を開始いたしました。また、公開買付者は、2004年3月に台湾証券取引所に上場いたしました。

公開買付者は、機構統合部品(注1)や自動車部品を製造、販売する電子部品メーカーであり、台湾・マレーシア・米国等の顧客に対して自社製品を提供しています。

その製品ラインナップには、シリコンストラップ、保護用ガラスカバー、キーパッドモジュール、車両用中央制御モジュール、車両用内装パネルが含まれ、自動車部品、通信機器、ウェアラブルデバイス、及びスマートホーム製品に使用されております。

(注1) 「機構統合部品」とは、①外装装飾用機械部品及び入力装置製品(3C、Netcom、着脱可能な外装用光学機械部品及び入力装置)、並びに②モジュール製品(3C、スマートロック及びその他のモジュール製品で、キーパッド、フレキシブル又はリジッド回路基板、バックライト、IC回路などの統合製品と組み合わせた製品)を指します。

また、公開買付者は、中国、香港及びマレーシアに子会社を有しています。

2024年以降、世界経済の成長が鈍化し、地政学的リスクが依然として高いと考えられる中で、公開買付者は、グローバルな事業展開に係る戦略を策定し、ビジネスの拡大を目指しております。公開買付者は業界を横断するアプリケーションの変革(注2)に引き続き注力し、顧客との関係を深め、自動車用HMI(Human Machine Interface)製品(注3)の初期段階の研究開発と設計に取り組んでおります。また、新素材と新しいプロセスをコア技術と組み合わせて製品の競争力を高め、自動車部品及び機構統合部品のアプリケーション開発の促進を進めております。

(注2) 既存の業界を超えて、他の業界と融合、協力又は拡大することで、新しいビジネスモデル、製品又はサービスを創出してイノベーションをもたらし、競争力を高め、市場機会を拡大することを指します。具体的な方法としては、技術融合(例えば光電産業やガラス産業との融合)、市場拡大、異業種協力、サプライチェーン統合等が含まれます。

(注3) 「HMI(Human Machine Interface)製品」とは、機械やシステムの状態を人間に分かりやすく表示し、同時に人間からの指示を機械に伝える役割を果たす製品を指します。

公開買付者の台湾工場は、MIT(Made in Taiwan(台湾製)の略)であることにより台湾の優れた研究開発及び製造力を生かすことができるという利点があります。また、公開買付者の深セン工場は中国国内のニーズに対応したローカルサービスの利点を持っています。このように、公開買付者は、製造能力を増強するとともに、製品製造プロセスを多様化し、顧客のニーズに応じて異なる地域に製造能力を分散させる目的で、長らく東南アジア市場に注力しており、最近もマレーシアにおいて製造を開始いたしました。

また、公開買付者の資本支出計画においては、長期的な戦略的ニーズに対応するために革新的な製品、新しい製造プロセス、自動化設備に資本を重点投資し、資本支出を効率的に利用してその利益を最大化することを目指しております。

加えて、公開買付者は、サプライチェーンの管理を最適化し、公開買付者グループ(注4)のグローバルなリソースを活用し、また公開買付者グループの調達の利点を生かして地域のお客様に柔軟な物流サービスを提供し、コスト優位性をさらに強化しております。

公開買付者は、顧客体験、製品品質、技術革新を重視した経営理念を継続し、「誠実、尊重、革新、専門知識、卓越性」を特徴とする企業文化の下、全ての社員と経営陣は組織学習とチームワークの精神を活かして、製品競争力の向上を目指しております。精密部品の開発・製造に基づいてコア技術とスキルを強化・拡大し、顧客に高い付加価値をもたらすデザインとサービスを提供いたします。生産、販売、研究の統合によって生まれる相乗効果を通じて、収益と利益の成長という開発目標を力強く推進し、株主、従業員、顧客、サプライヤーの繁栄を目指しております。

(注4) 「公開買付者グループ」とは、公開買付者及び公開買付者の子会社6社をいいます。以下、公開買付者グループの記載について同じとします。

今般、公開買付者は、2025年2月12日開催の公開買付者の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象とする本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けは、対象者の筆頭株主であり主要株主である富士通株式会社(以下「富士通」といいます。)が所有する対象者株式20,295,422株(所有割合(注5):58.82%)の一部である15,527,400株(所有割合:45.00%。以下「本取得予定株式」といいます。)を取得し、対象者を持分法適用関連会社とすることを目的としております。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

(注5) 「所有割合」とは、対象者が2025年1月28日に提出した2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数(34,536,302株)から同日現在対象者が保有する自己株式(31,057株)を控除した株式(34,505,245株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下、所有割合の記載について同じとします。

本公開買付けに際して、公開買付者は2025年2月12日付で、富士通との間で、公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、富士通が所有する対象者株式の全部(20,295,422株(所有割合:58.82%))について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。下記のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を本取得予定株式と同数である15,527,400株(所有割合:45.00%)としているため、富士通が応募した対象者株式の全てを公開買付者が取得することではなく、富士通から取得する対象者株式の上限は15,527,400株(所有割合:45.00%)です。なお、本応募契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約」をご参照ください。本応募契約のほか、本公開買付けに関連して富士通と合意している事項はありません。また、対象者は同日付で、富士通との間で、対象者の事業活動を円滑に継続するため、富士通が保有する商標、シンボルマーク等を本公開買付けの決済完了後においても対象者が使用できるようライセンス契約を締結しております。

本公開買付けは、本取得予定株式を取得し、対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び対象者は、本公開買付け成立後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持する方針です。そのため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を、本取得予定株式と同数である15,527,400株(所有割合:45.00%)としております。本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他決済を行います。また、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。富士通以外の株主から応募がある場合には、富士通から本取得予定株式の全てを買い付けられない可能性があります。富士通が売却できなかった本取得予定株式の取扱いに関して、公開買付者と富士通との間で合意している事項はなく、富士通は、本公開買付けによって売却できなかった場合に引き続き所有することとなる対象者株式の処分方針については、当該対象者株式の数等を踏まえて今後具体的に検討するとのことであり、現時点で決まった事項はないとのことです。

なお、公開買付者は、本取得予定株式の買付け等を行った後における所有割合は45.00%であり、対象者を公開買付者の子会社としないものの、かかる資本関係の下であれば、(i)本公開買付けの成立後も富士通が対象者株式の14%程度を継続して保有することとなり、富士通及び対象者の間における事業上の関係の円滑な維持・継続に資すると考えられること、(ii)対象者の経営の自主性及び独立性を維持及び尊重しながらも、公開買付者が下記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(b) 公開買付者と対象者、富士通との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載しているような対象者への経営資源の提供により、本公開買付け後における対象者の経営体制の更なる強化も可能であると考えられることから、本取得予定株式の取得が最適であるとの判断に至りました。

なお、対象者が2025年2月12日に公表した「SILITECH TECHNOLOGY CORPORATIONによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2025年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(a) 対象者を取り巻く経営環境等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、1950年2月に乾電池の製造・販売を目的に設立され、1969年10月に東京証券取引所市場第二部に上場したとのことです。その後、1972年4月に富士通の資本参加により、富士通グループ(注1)に参加し、本書提出日において富士通が対象者の親会社であるとのことです。また、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第二部から東京証券取引所スタンダード市場へ移行したとのことです。

(注1) 「富士通グループ」とは、富士通及びその子会社297社(うち連結子会社291社)で構成されるグループをいいます。以下、富士通グループの記載について同じとします。

現在、対象者、対象者の子会社12社及び対象者と継続的で緊密な事実上の関係のある関連当事者1社で構成される企業グループ(以下「対象者グループ」といいます。))は、乾電池・充電電池及びエレクトロニクス関連の素材・部品とそれらの応用製品の製造及び販売を主な事業内容としているとのことです。対象者グループは、「Smart Energy Partnerとして、先進技術を結集し、お客様に電気エネルギーを安心して効率的に活用いただき、持続可能な社会の実現と発展に貢献する」というVisionの下、人々の暮らしと社会を支える企業と個々のユーザーにクリーンかつ、安全な電気エネルギーを安定的に活用できるオフエリング(注2)をお届けすることで、株主様、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様ごの期待に応えることが、対象者グループの目指す姿であると考えているとのことです。

対象者グループは、2030年3月期のあるべき姿の実現に向けて、現在、2026年3月期を最終年度とする中期事業計画「R2」の達成に向けて取り組んでおり、伸びる市場・付加価値の高い市場への注力による「主力ビジネスの利益ある成長の加速」、次世代電池ビジネス及びソリューションビジネスの本格稼働、次々世代電池・ソリューションビジネスの要素開発による「新規ビジネスの始動と開拓」のためのさまざまな施策を計画・実行しているとのこと。また、対象者グループのステークホルダーであるお客様・パートナー様、従業員、株主様、社会全てに応えるため、各自が能力を発揮できる仕組みの構築、ガバナンスを含む経営の質の向上による「認め合い・高め合う文化の醸成」に努めているとのこと。対象者グループは、「Smart Energy Partner」としてのミッションを果たしていくとともに、ニッケル水素電池とリチウム電池、電子事業の三事業の強化により、事業の強靱性を高め、経営の質をより一層高めることで、対象者グループの持続的な発展と企業価値の向上に努めていくことが今後の課題であると認識しているとのこと。

(注2) テーマや目的に応じて、パッケージとして提供する製品やサービス群をいいます。

対象者を取り巻くマクロの社会・経済環境は、ウクライナ・中東地域での地政学的不安定さが長期化するなか、物価の上昇、欧米での高い金利水準の継続、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など景気の先行きが不透明な状況にあると考えているとのこと。かかる状況に対し、対象者は、①主力ビジネスの利益ある成長の加速、②新規ビジネスの始動と開拓、③認め合い・高め合う文化の醸成等の施策を進めているとのこと。

また、対象者の強みは、電池事業と、モジュールやスイッチング電源などを扱う電子事業を両方持っている点である一方、①主力ビジネスの利益ある成長の加速には、構造改革による事業規模の適正化が必要と考えていたとのこと。

対象者の筆頭株主である富士通は、2020年に「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていくこと」というパーパスを定め、以来、このパーパスを起点に、今後の社会の変化を見据えながらグローバルに事業を展開するテクノロジー企業としてのあるべき姿を描き、全方位的な変革を進めていたとのこと。富士通がテクノロジーソリューションに経営資源を集中し、さらにデジタル技術とデータを駆使してイノベーションを生む「デジタルトランスフォーメーション企業」への変革を進める一方で、対象者は電池事業及び電子事業を中心に事業展開をはかっており、対象者の事業内容は富士通グループの方針とは明確に異なる事業領域となっているとのこと。なお、2022年10月に実施された富士通の2023年3月期第2四半期決算説明会においても、「目指すべき事業ポートフォリオに向けた取り組み」として、対象者は富士通のノンコア事業の一つとして位置づけられ、富士通の企業価値向上に繋がるカーブアウトや資本・業務提携等を具体的に検討中である旨が対外的に公表されており、構造改革を共に進めることができるパートナーとの協働の必要性を認識していたとのこと。

(b) 公開買付者と対象者、富士通との協議、公開買付者による意思決定の過程等

公開買付者は台湾証券取引所(TWSE: 3311)に上場しており、本書提出日の時価総額は約7000万米ドルです。2023年の公開買付者の収益及びEBITDAはそれぞれ6600万米ドル及び790万米ドル、ネットキャッシュは6400万米ドル、負債比率は22%でした。このような強固な財務基盤を背景に、公開買付者は、長期的な持続的成長を追求する中で、自社の強みと一致する協業の機会を積極的に探し、当該協業を通じて事業の迅速な発展と強固な成長を促進することを目指しております。特にエネルギー消費が技術開発における重要な課題となっている現在において、電池事業は重要な役割を果たすと考えております。その中で、公開買付者の現在の事業は対象者の事業と直接的には関連していないものの、公開買付者は、対象者との間で良い補完関係を築けると考えております。具体的には、公開買付者の製造能力と対象者の現経営陣の専門知識の相乗効果が公開買付者の成長と革新に大きく貢献する可能性があると考えています。さらに、本公開買付けにより、公開買付者は新たな市場、用途、さらにはビジネスモデルを模索する機会を得られると考えています。

対象者は、優れた研究開発能力と材料関連事業としての高いブランド認知度を有していると公開買付者は認識しておりますが、対象者に対するデュー・ディリジェンスにおいて対象者から提供された対象者の財務諸表によれば、市場競争の激化、材料費の高騰及び深刻な価格低下により、対象者の業績は長期的に低迷し、低成長、低利益率、低生産性の状態が続いていると理解しております。公開買付者は、対象者の研究開発能力をより優れたコスト構造と組み合わせることにより、財務パフォーマンスが大幅に向上するものと考えており、グループレベルでプラットフォームとリソースを活用することで、対象者のこのような隠れた価値を引き出すためのシームレスな統合(上場を維持しつつ、公開買付者のリソースを活用しながら、現経営が独立した経営を継続することを指します。)が可能であると確信しております。その理由は以下のとおりです。

(ア) 公開買付者グループの販売チャネルの活用

中華圏(中国、香港、台湾、シンガポールなど、中国語が多く話される地域を指します。以下同じです。)に加え、その他のアジア地域、欧州、北米での公開買付者グループの販売チャネルを通じて対象者の製品を販売することで、公開買付者グループ及び対象者グループの双方にとって日本国外の新規顧客獲得が可能になると考えております。

(イ) 公開買付者グループのグローバルリソースの活用

公開買付者グループのグローバル調達・物流・研究開発・販売マーケティング及びその他リソースを対象者グループに提供し、対象者グループがこれを活用することにより、対象者グループの収益拡大、コスト削減を企図しております。

(ウ) 国際法務や国際税務の経験共有

公開買付者グループの国際法務や国際税務の経験を対象者グループに提供することにより、対象者グループの事業の更なる国際的な展開に資すると考えております。

(エ) 新たな事業分野への展開

対象者は電池事業の技術・開発が得意と認識している一方で、公開買付者グループの事業範囲はより幅広く、対象者グループが新たな事業分野でより多くの機会を創出する支援ができると考えております。具体的には、公開買付者の強みである電子分野に関する専門知識とグローバルな顧客網を活用し、また対象者の電池と公開買付者の電子製品を組み合わせ、モジュールユニットを開発し、顧客に販売することができると考えております。このような戦略的な事業展開は、対象者の市場における存在感と顧客網を強化するだけでなく、より高機能な製品を提供するという市場のトレンドにも沿うものといえます。

上記「(a) 対象者を取り巻く経営環境等」に記載の経営環境の下において、2020年2月以降、対象者は富士通と、対象者グループの持続的な企業価値向上を実現する方策について、対象者の少数株主の皆様の利益に配慮しつつ、資本構成のあり方を含めた様々な検討を進めてきたとのことです。その結果、富士通は、対象者グループの更なる企業価値の向上を実現するためには、対象者グループとの間でより強いシナジーの実現を見込める第三者が対象者株式を取得し、新たな資本構成のもとで対象者グループが成長していくことが望ましいと考え、対象者グループの企業価値の向上を図ることが可能と考えられる複数の候補先に対して対象者株式の取得を打診していたとのことです。しかし、いずれの候補先とも、対象者グループの事業領域及び対象者が推進する事業戦略と合致せず、法的拘束力のある提案を受領するには至らなかったとのことです。

かかる状況の下、公開買付者が属する電子部品の製造を手掛ける台湾拠点の企業グループ(「Passive System Alliance」又は「PSAグループ」とも呼称されます。)は、2024年6月19日、過去より接点のあった日系の証券会社を通じて、対象者に対する投資に関する潜在的パートナーとして富士通に紹介され、公開買付者はPSAグループを通じて富士通との協議を開始いたしました。公開買付者は、対象者の公表情報に基づき対象者株式の取得に関する初期的な検討を行い、2024年7月1日、富士通に対して、対象者株式の取得に対して関心を有する旨の意向を表明いたしました。

公開買付者は、2024年9月4日、富士通のフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）より、富士通が所有する対象者株式の取得に関する意向の有無について正式な打診を受けました。当該打診を受けた後、公開買付者は、対象者より、対象者の事業及び業績見通し等に係る情報の提供を受け、また、富士通より2024年9月30日までに対象者株式の取得に係る法的拘束力を持たない提案書（以下「一次提案書」といいます。）を提出することを求められたため、2024年9月30日、富士通に対して、一次提案書を提出いたしました。富士通は、①一次提案書は、取引の迅速性及び取引実現の蓋然性、富士通にとって売却可能な株式数及び諸条件の観点からも十分に検討可能な内容であり、公開買付者との間で相対での協議を進めることが合理的と考えられたこと、②本公開買付けは、ポートフォリオ変革を加速させるという富士通の重点戦略の早期実行に資するものであること、③本公開買付けの実行により、対象者グループと公開買付者グループとの間で強いシナジーの実現が見込め、対象者グループの更なる企業価値向上、ひいては対象者の一般株主の皆様の利益に資する取引であること、④本公開買付けの買付期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中に一定の検討期間が確保されており、他の潜在的な買収者が競合取引（下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約」において定義します。）又は対抗TOB（下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本応募契約」において定義します。）に係る真摯な提案又は申出を行うことが可能な環境が構築されていることから、間接的なマーケット・チェックが機能すると考えられたことなどを踏まえ、富士通は、公開買付者との間で相対での協議を進めることを判断したとのことです。なお、一方で、対象者及び富士通は、2024年9月10日に本公開買付けに係る初期的な協議を実施し、同日、富士通は対象者に対して、本公開買付けの実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝えたとのことです。

富士通が公開買付者との間で相対での協議を進めることを判断した後、公開買付者は、2024年11月2日に、富士通より、当該提案に対して、本公開買付けの実施に向けた具体的な検討・協議を開始することを了承し、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築する旨の回答を受けました。

公開買付者は、さらに2024年11月20日から2024年12月20日まで、対象者に対する事業、財務、税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンス等を実施し、その結果、対象者の事業、財務・税務及び法務等に関する特段の問題は検出されなかったことから、公開買付者は、2024年12月20日に、富士通に対して、(i)公開買付価格を1株当たり425円（最終提案書（以下に定義します。）提出前営業日である2024年12月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値533円に対するディスカウント率は20.26%となります。）、(ii)買付予定数の上限を所有割合として40.00%とすること等を内容とする最終提案書（以下「最終提案書」といいます。）を提出いたしました。

その後、公開買付者は、富士通より、2024年12月27日に、最終提案書に記載の公開買付価格及び買付予定数を乗じた取引総額が富士通の期待に適用のものではないことを理由として、具体的な金額の提示はないものの取引総額に関する再検討の要請を受けました。それに対して、公開買付者は、2025年1月10日に、富士通に対して、(i)公開買付価格を1株当たり425円（修正最終提案書（以下に定義します。）提出前営業日である2025年1月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値570円に対するディスカウント率は25.44%となります。）、(ii)買付予定数の上限を所有割合として45.00%とすること等を内容とする修正最終提案書（以下「修正最終提案書」といいます。）を提出いたしました。さらに、公開買付者は、2025年1月22日から同月25日にかけて、富士通と面談を実施し、公開買付価格・買付予定数等の本応募契約の主要な条件について協議・交渉を実施し、公開買付価格を1株当たり435円（富士通との基本合意に至った日の前営業日である2025年1月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値679円に対するディスカウント率は35.94%となります。）とすることで基本合意をしました。その後、富士通は、公開買付者との間で対象者株式の売却に係る具体的な条件について協議した結果、公開買付者及び対象者の営業基盤及び技術基盤を活用した幅広い分野での相乗効果が見込まれるパートナーとして公開買付者グループが最適であると判断し、公開買付者及び富士通は、本公開買付けの公表日である2025年2月12日、本応募契約に関して認識の一致に至り、公開買付価格を1株当たり435円、買付予定数の上限及び下限を本取得予定株式と同数である15,527,400株（所有割合：45.00%）等を内容とする本応募契約を締結いたしました。

なお、対象者との間においては、公開買付者より、最終提案書提出後に、下記「② 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の経営方針や経営体制といった事業運営方針について協議を行っております。

また、公開買付者は、2024年12月26日、対象者に対して、本公開買付けは富士通から本取得予定株式を取得することを前提として実施するものであり、最終提案書にて提案した価格を本公開買付けに係る買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)とし、以後、本公開買付価格は富士通のみと交渉したい旨を伝えたところ、対象者から富士通以外の少数株主の応募は想定していないこと等も踏まえ特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。

② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持し、対象者の経営の自主性を維持・尊重し、また公開買付者及び対象者の連携を強化・深化させ、上記シナジーを最大限に追及し、ひいては対象者の企業価値の向上を図ることを予定しております。具体的に公開買付者として認識している対象者の経営上の課題及びその解決策に係る想定は上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(b) 公開買付者と対象者、富士通との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおりです。

また、対象者の経営体制につきましては、対象者の2025年3月期定時株主総会において、公開買付者が指名する者を含む取締役選任議案を上程することを対象者に対し要請することを予定しております。対象者に派遣する役員の人数、人員及びその役割については、本公開買付けの決済後速やかに対象者と誠実に協議することとしており、現時点では確定しておりませんが、公開買付者が指名する者が対象者の取締役に占める割合が過半数となる人数とすることは想定しておりません。

加えて、本公開買付け成立後、対象者の事業活動を円滑に継続するため、対象者は富士通との間で、富士通が保有する商標、シンボルマーク等を本公開買付けの決済完了後においても対象者が使用できるようライセンス契約を締結しているとのことです。また、富士通によれば、本書提出日時点において富士通出身者4名が対象者の取締役に就任しており、うち1名は富士通の役職員と兼任しているとのことです。対象者及び富士通は2025年2月12日付で、本公開買付けの成立後に、富士通が対象者の取締役1名を指名する権利を有する旨の合意書を締結しており、富士通は、当該合意書に基づき、対象者の2025年3月期定時株主総会において、富士通が指名する者1名を取締役候補者とする取締役選任議案を上程するよう対象者に要請することを予定しているとのことです。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(a) 対象者を取り巻く経営環境等」に記載のとおり、対象者の現状及び将来の見通しに関する経営課題や問題意識を有しており、富士通と、対象者グループの持続的な企業価値向上を実現する方策について、対象者の少数株主の皆様の利益に配慮しつつ、資本構成のあり方を含めた様々な検討を進めてきたところ、対象者及び富士通は、2024年9月10日、本公開買付けに係る初期的な協議を実施し、同日、富士通は対象者に対して、本公開買付けの実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝えたとのことです。その後、対象者は、2024年11月5日に、富士通より、一次提案書の共有を受けるとともに、公開買付者からの提案について検討を進める旨の意向表明を受けたとのことです。対象者はこれを受け、11月11日、公開買付者、富士通及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして、大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、公開買付者、富士通及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、それぞれ選任するとともに、その助言に基づき、公開買付者と対象者の親会社である富士通との間で応募契約が締結されることが想定され、富士通と対象者の少数株主との間に利益相反が生じる可能性が否定できないことを踏まえ、同月21日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、特別委員会(当該特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本公開買付けに係る検討等を開始したとのことです。

対象者は、2025年1月15日に、SMB C日興証券を通じて、公開買付者より富士通に提出された、対象者に対するデュー・ディリジェンスを踏まえてより具体的な内容を織り込んだ修正最終提案書の共有を受け、その内容等について公開買付者及び富士通との間で質疑応答、確認等を行い、慎重に検討したとのことです。また、本公開買付けにより対象者は富士通の子会社ではなくなるものの、富士通グループは引き続き対象者の主要株主であること、また、対象者として本公開買付け後も一定期間はアルカリ乾電池等、対象者グループが提供する製品及びサービスにおいて「富士通」のブランドの使用を許諾する、ブランドライセンス供与等が必要であると考えたことから、本公開買付けの決済完了後の移行期間における富士通とのブランドライセンス等について、富士通との間においても協議・交渉を行ったとのことです。

また、対象者の設置した特別委員会は、下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者が選任し、特別委員会においてその選任が承認されたリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から本公開買付けの意思決定の過程及び方法における留意点等を含めた法的助言を受けるとともに、富士通、公開買付者及び対象者から、本公開買付けの目的、本公開買付けに至る背景・経緯、本公開買付け後の事業運営方針等について情報収集を行った上で、本諮問事項(下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」において定義します。)について慎重に検討・審議を行い、対象者取締役会に対し、2025年2月10日付で答申書を提出しているとのことです(特別委員会の具体的な活動内容及び答申書の概要については、下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

その上で、対象者取締役会は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、特別委員会から取得した答申書の内容に基づき、本公開買付けの諸条件について、対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、以下の観点から、本公開買付けは、対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことです。

上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(a) 対象者を取り巻く経営環境等」に記載のとおり、「主力ビジネスの利益ある成長の加速」、「新規ビジネスの始動と開拓」、「認め合い・高め合う文化の醸成等の施策」を強化し、加速するためには、対象者に不足している新たな顧客層へのアプローチや、調達・製造分野の効率改善、「電子と電池の融合」が求められるとのことです。また、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(b) 公開買付者と対象者、富士通との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、公開買付者グループの販売チャネルの活用により新たな顧客層へのアプローチを可能とし、また公開買付者グループのグローバルリソースの活用により調達・製造分野の効率改善を可能とし、国際法務や国際税務の経験共有、新たな事業分野への展開により、対象者の事業拡大が加速し、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられるとのことです。

また、対象者においては、本公開買付けにより富士通が対象者の親会社でなくなることで、一般論としては、①人材確保における困難、社会的な信用力の低下という悪影響も懸念され、また、②現在富士通グループとの間で構築しているパートナーシップが失われることによるデメリットも懸念されるところであるとのことです。しかしながら、①について、人材確保に関しては、公開買付者グループからの人材派遣や採用支援等、公開買付者グループのグローバルリソースを活用することが可能であることから悪影響を減殺できると考えており、また、社会的信用力に関しては、本公開買付けを通じて、公開買付者グループ傘下となることで、メーカーとしての信用力は維持、あるいは現状以上に向上するものと考えているとのことです。また、②については、対象者と富士通との間における富士通が保有する商標、シンボルマーク等を本公開買付け後においても対象者が使用できるようライセンス契約が締結されることも考慮すると、本公開買付け後は、富士通グループとのパートナーシップを維持しながら、富士通グループ外への更なる事業拡大を推進することができるものと考えられ、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられるとのことです。

また、対象者は、海外販売会社6社、海外工場3社に加え、製造パートナーと連携を強化しておりますが、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(b) 公開買付者と対象者、富士通との協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(ア)公開買付者グループの販売チャネルの活用」、「(イ)公開買付者グループのグローバルリソースの活用」、及び「(ウ)国際法務や国際税務の経験共有」に記載のとおり、公開買付者は、中華圏に加え、その他のアジア地域、欧州、北米でのリソースを提供することにより、対象者の販売・製造のグローバル化の加速を支援することができます。また、公開買付者が公開買付者グループの国際法務や国際税務の経験を対象者グループに提供することにより、対象者グループの事業の更なる国際的な展開を加速させ、ひいては、対象者全体の企業価値の向上に資するものと考えられます。

さらに、公開買付者は、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(b) 公開買付者と対象者、富士通との協議、公開買付者による意思決定の過程等」の「(エ)新たな事業分野への展開」に記載のとおり、新たな事業分野でより多くの機会を創出する支援ができ、対象者としても、「新規ビジネスの始動と開拓」を中期事業計画の施策として実行してきており、この流れがさらに加速され、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられるとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の主要株主である筆頭株主かつその他の関係会社となりますが、対象者は、公開買付者との間で、本公開買付け成立後の対象者の経営に関して、(i)公開買付者は支配株主となるわけではないものの、公開買付者と対象者との間の取引について、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③(注)を踏まえ、これに準じた手続を履践すべきである旨の認識を有していることについて確認するとともに、(ii)対象者の上場会社としての経営の自主性及び独立性を維持及び尊重し、かつ、対象者の少数株主を含む対象者の株主共同の利益に配慮することを確認しております。

(注) コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③においては、「支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上(プライム市場上場会社においては過半数)選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。」とされています。

以上のとおり、対象者は、公開買付者が、対象者の隠れた価値を引き出すためのシームレスな統合が可能であると確信した理由を踏まえて慎重な検討を行った結果、本公開買付けを通じて公開買付者のグループ会社となり、公開買付者の支援を受けながら上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(b) 公開買付者と対象者、富士通との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載の施策を推し進めることが、対象者の今後の更なる成長・発展と企業価値の向上に資するものと判断し、2025年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。

一方、(i)本公開買付価格は公開買付者と富士通との協議・交渉により決定されたものであること、(ii)本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日の対象者株式の市場価格より一定程度ディスカウントされたものであること、(iii)対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないこと、及び(iv)本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本応募契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」及び「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年2月12日付で対象者の筆頭株主であり親会社である富士通との間で、本応募契約を締結し、富士通が所有する対象者株式の全て(所有株式数：20,295,422株、所有割合：58.82%)について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約において、富士通による応募の前提条件として、①公開買付者による本公開買付けが、本応募契約に従い開始されており、かつ、撤回されていないこと、②対象者の取締役会が、特別委員会が対象者の取締役会に提出した、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する旨の決議を行っており、当該決議がプレスリリース及び意見表明報告書において公表され、当該意見が修正、補足又は変更されることなく有効に存続していること、③公開買付者の表明及び保証(注1)が、重要な点において真実かつ正確であること、④公開買付者が本応募契約に基づいて本公開買付けの開始日までに履行し又は遵守すべき義務(注2)が重要な点において履行され又は遵守されていること、⑤本公開買付けの実施が適用ある法令に違反するものではなく、また違反することが合理的に予期されるものでもないこと、⑥いかなる司法・行政機関等も、本公開買付けを違法とする、又は禁止若しくは制限する旨の法令を制定、発行、公布、施行しておらず、また当事者に対して最終的かつ拘束力のある要請を行っていないこと、及び⑦外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項の定めによる届出が行われ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間(当該待機期間が短縮された場合は当該短縮された期間)が満了していることが規定されております。ただし、富士通は、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されません。

(注1) 公開買付者は、富士通に対して、本応募契約の締結日、本公開買付けの開始日、本公開買付期間の末日及び本公開買付けの決済開始日時点において、①公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続並びに本応募契約の締結及び義務の履行に係る能力及び権限の存在、②本応募契約の締結及び履行並びに強制執行可能性、③公開買付者による本応募契約の締結及び義務の履行が法令等、司法行政機関等の判断等、定款その他の内部規則に違反又は抵触しないこと、④許認可等の取得、⑤反社会的勢力との関係の不存在及び⑥資金調達について表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、①本公開買付けを実施する義務、②本公開買付けに基づき対象者株式を取得するために必要な許認可等を取得する義務、③表明保証違反又は義務違反を理由とする損害等の補償義務、④秘密保持義務、⑤本応募契約上の権利義務等の移転禁止義務を負っております。

また、本公開買付期間末日の5営業日前までに、公開買付者以外の者が、1株当たりの公開買付価格に買付予定数を乗じた金額(以下「対抗TOB総額」といいます。))が本公開買付けにおける公開買付価格に本公開買付けにおける買付予定数の上限を乗じた金額を3%以上上回る金額に相当する総額を投じて、対象者株式に対する公開買付け(以下「対抗TOB」といいます。))を開始した場合、富士通は、公開買付者に対して通知し、公開買付者との間で、公開買付価格又は買付予定数の上限の変更について誠実に協議するものとされております。そして、公開買付者が、富士通による当該通知の日から7営業日を経過する日若しくは本公開買付期間の末日のいずれか早い方の日までに、本公開買付けにおける公開買付価格に本公開買付けにおける買付予定数の上限を乗じた金額が対抗TOB総額を上回る金額になるよう公開買付価格又は買付予定数の上限を変更しない場合であって、富士通が本公開買付けに応募すること又は対抗TOBに応募しないことが富士通の取締役の善管注意義務に違反する可能性が高いと富士通が判断する場合には、富士通は、損害賠償、違約金その他名目を問わず何らの金銭の支払いをすることなく(ただし、下記ブレイクフィーの支払いを除きます。)、またその他何らの義務、負担又は条件を課されることなく、本公開買付けに応募する義務を負わず、また、富士通が既に本公開買付けに応募していた場合には、当該応募により成立する買付けに係る契約を解除することができるとされております。この場合、富士通は、本応募契約の解除日から10営業日以内に、公開買付者に対して、ブレイクフィーとして、1億2000万円を、一切の控除又は相殺を行うことなく、直ちに利用可能な資金として支払うものとされております。

富士通は、本応募契約締結日以降本公開買付期間の末日までの間、直接又は間接に、(i)対象者グループを対象とする①公開買付け、合併、資本再編、スクイーズアウト、株式交換若しくは同種の企業結合、②対象者グループの資産の全部若しくは実質的な部分の売却、リース、移転又はその他の処分、③対象者の重大な数量の株式の発行又はその移転を伴う取引、又は④その他対象者の支配が公開買付者以外の者に移転する取引(以下「競合取引」と総称します。))の開始、勧誘、若しくは推奨、(ii)競合取引に関する協議又は交渉への関与若しくはその継続、(iii)競合取引に関連する非公開情報の提供又は交換、(iv)競合取引の促進、指示、承認、推奨若しくは競合取引に関する意向表明、基本合意その他の合意の締結を行わないことが規定されております。

また、富士通は、本公開買付けの決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が本公開買付けの決済開始日以降に開催される場合、本公開買付けにより公開買付者に売却した対象者株式について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的委任状を付与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って権利行使するものとされております。

- (4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、対象者の親会社である富士通との間で本応募契約を締結していることから、対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を講じております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づいております。

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、富士通並びに公開買付者及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付けの手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程、特別委員会の運営方法その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、TMI総合法律事務所は、対象者、富士通並びに公開買付者及び公開買付者グループの関連当事者ではなく、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、TMI総合法律事務所の報酬は、本公開買付けの成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けの成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者取締役会は、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、富士通及び公開買付者グループとの間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外取締役である村嶋純一氏並びに富士通及び公開買付者グループとの間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外取締役・監査等委員である藤原正洋氏及び栗津瑞恵氏によって構成される特別委員会を、2024年11月21日、設置し(なお、対象者は設置当初からこの3名を特別委員会の委員として選定しており特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、特別委員会の委員は通常の役員報酬以外に委員としての職務に関する報酬は受領していないとのことです。)、特別委員会に対し、本公開買付けについての対象者の意見表明及び対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨するか否かについての対象者の判断が、(i)本公開買付けの目的・買付け後の経営方針の合理性、(ii)本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか、(iii)本公開買付けに係る条件(本取引の実施方法を含む。)の妥当性、(iv)本公開買付けの意見表明に係る手続の公正性等の観点から検討を行った上で、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、答申を行うこと(以下「本諮問事項」といいます。)を諮問したとのことです。

特別委員会は、2024年11月22日より2025年2月10日までの間に合計10回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見交換や情報収集等を行うなどして、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、まず、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである大和証券について、その実績、独立性等について確認の上その選任を承認したとのことです。その上で、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである大和証券の助言を受けながら、公開買付者からの一次提案書を検討し、公開買付者に対して質問書を送付したとのことです。公開買付者から最終提案書を受領した後、公開買付者から直接、公開買付者の概要、本公開買付けの目的、本公開買付けに至る背景・経緯、本公開買付け後の事業運営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、対象者経営陣から、本公開買付けに至る経緯、本公開買付けにより対象者の親会社が富士通でなくなり、対象者が公開買付者の持分法適用関連会社に変更になることによるメリット・デメリット及び本公開買付けに係る公開買付者の提案に対する対象者経営陣の見解等の書面及び口頭での説明を受けたとのことです。富士通に対しては、本公開買付けにより対象者の親会社が富士通でなくなり、対象者が公開買付者の持分法適用関連会社になることによるメリット・デメリット等に関する質問状を送付し、書面にて回答を受領し、それらについて検討したとのことです。さらに、対象者、公開買付者の各公表資料案、富士通が保有する商標、シンボルマーク等を本公開買付けの決済完了後においても対象者が使用できるようライセンス契約案等の関連書類の検討も行ったとのことです。

以上の経緯を経て、特別委員会は、2025年2月10日に、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき、大要以下を内容とする答申書を提出したとのことです。

(i) 答申の内容

- ① 本公開買付けの目的・買付け後の経営方針は合理的である。
- ② 本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものと考えられる。
- ③ 本公開買付けに係る条件(本公開買付けの実施方法を含む。)は妥当である。
- ④ 本公開買付けの意見表明に係る手続は公正である。
- ⑤ 上記①乃至④を踏まえ、対象者が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることは、対象者の少数株主にとって不利益なものではない。

(ii) 答申の理由

1 本公開買付けの目的・買付け後の経営方針

上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の、本公開買付けの目的・買付け後の経営方針の説明について検討したところ、不合理な点や矛盾する点は見受けられなかった。

以上のような点を踏まえ、特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けの目的・買付け後の経営方針は合理的であると判断するに至った。

2 本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか否かに関する事項について

本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するか否かについて、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本公開買付けの目的・買付け後の経営方針、本公開買付けにより企図されるシナジー等について、不合理な点や客観的事実と矛盾する点は見受けられず、本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものと認められる。

3 本公開買付けの取引条件の妥当性(本公開買付けの実施方法を含む。)に関する事項について

(1) 本公開買付価格について

本公開買付価格は、以下の点から妥当性があるものと認められる。

- (i) 本公開買付価格は、独立当事者の関係にある公開買付者及び富士通間の協議・交渉により決定されたものであること
- (ii) 本公開買付けは、公開買付者が富士通の保有する本取得予定株式を取得することを前提として実施するものであり、富士通以外の少数株主の応募は想定されておらず、対象者株式の上場廃止は企図されていないところ、本公開買付価格は、これらの目的を達成するため、本公開買付けの公表日の前営業日の対象者株式の市場価格より一定程度ディスカウントされたものとされていること
- (iii) 対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについては独自に検証を行っていないが、本公開買付けの目的は、公開買付者が富士通から本取得予定株式だけを取得することにあること、本公開買付価格が上記(i)のとおり独立当事者である公開買付者及び富士通間の協議・交渉により決定されたものであることからすれば、対象者として当該価格の公正性について独自に検証する必要はないと考えられるため、不合理とはいえないこと

(2) 本公開買付けの買付予定数の上限及び下限について

本公開買付けの買付予定数の上限及び下限は15,527,400株(所有割合45.00%)とされているところ、本公開買付けが、公開買付者が、富士通から本取得予定株式を取得することを目的としていることを踏まえると、かかる上限及び下限の設定は不合理ではないと考えられる。

(3) 対価の種類について

本公開買付けの対価は、金銭であることが予定されているところ、金銭は、価値変動リスクが低く、かつ、流動性が高いことに加えて、株主の応募判断にあたっても評価が比較的容易であるため、株主保護の観点から妥当なものであると評価することができることから、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

(4) 小括

以上のような点を踏まえ、特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けの取引条件は妥当であると判断するに至った。

4 本公開買付けの手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について

(1) 特別委員会の設置

対象者は、2024年11月21日開催の取締役会の決議に基づき、対象者取締役会において本公開買付けの是非につき審議及び決議するに先立ち、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、対象者取締役会において本公開買付けに対して、対象者が特定の内容の意見表明を行うことが対象者の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、対象者の社外取締役である村嶋純一氏、藤原正洋氏及び栗津瑞恵氏により構成される特別委員会を設置している。また、対象者は、本公開買付けに関する決定を行うに際して、特別委員会の意見を最大限尊重し、特別委員会が本公開買付けについて妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに関する賛同の意見表明を行わないこととしている。なお、特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

(2) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、富士通及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付けの手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程、特別委員会の運営方法その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。なお、特別委員会は、TMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認している。

(3) 本公開買付けの意思決定過程における特別利害関係人の不関与

対象者の取締役7名のうち、酒向潤一郎氏は富士通の関連事業本部長を兼務しているため、対象者の意思決定における公正性を担保し、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、かつ、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉に参加していない。他方、対象者の取締役7名のうち、長野良氏、村嶋純一氏、渡辺伸之氏は過去に富士通に在職経験があるものの、対象者及び富士通が本公開買付けの検討を開始した2020年2月よりも前の時点において、村嶋純一氏は富士通を退職し、長野良氏及び渡辺伸之氏は富士通から対象者に転籍しており、その後3名とも本日に至るまで富士通の役職員を兼務しておらず、退職又は転籍後に富士通から指示を受ける立場にないこと、また、本公開買付けに関して、富士通の検討過程に一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本公開買付けにおける対象者の意思決定に関して利益相反のおそれがないものと判断し、対象者取締役会の審議及び決議に参加しているところ、かかる扱いに不合理な点は見受けられない。

その他、本公開買付けに係る協議、検討及び交渉の過程で、対象者及び公開買付者その他の本公開買付けに特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

(4) 小括

以上のような点を踏まえ、特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けにおいては適切な公正性担保措置が講じられており、本公開買付けに係る手続は公正であると判断するに至った。

- 5 上記1乃至4を踏まえ、対象者が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないことについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることは、対象者の少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)の承認

対象者は、TMI総合法律事務所から得た法的助言、特別委員会から入手した答申書、公開買付者との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年2月12日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役7名のうち酒向潤一郎氏を除く6名が出席し、その全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役7名のうち、酒向潤一郎氏は富士通の関連事業本部長を兼務しているため、対象者の意思決定における公正性を担保し、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加しておらず、かつ、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。他方、対象者の取締役7名のうち、長野良氏、村嶋純一氏、渡辺伸之氏は過去に富士通に在職経験があるものの、対象者及び富士通が本公開買付けの検討を開始した2020年2月よりも前の時点において、村嶋純一氏は富士通を退職し、長野良氏及び渡辺伸之氏は富士通から対象者に転籍しており、その後3名とも本書提出日に至るまで富士通の役職員を兼務しておらず、退職転籍後に富士通から指示を受ける立場にないこと、また、本公開買付けに関して、富士通の検討過程に一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本公開買付けにおける対象者の意思決定に関して利益相反のおそれがないものと判断し、対象者取締役会の審議及び決議に参加しているとのことです。

(5) 本公開買付け後の対象者の株券等の取得予定

本公開買付けは、本取得予定株式の取得を目的として実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではないことから、公開買付者は、本書提出日現在、本公開買付け成立後に対象者株式の追加取得を行う予定はありません。また、公開買付者は、買付予定数の上限を超える応募があった場合、あん分比例の方式により買付けを行うこととなるため、富士通が所有する本取得予定株式の全てを取得できない可能性があります、その場合において、本書提出日現在、富士通が所有する対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を15,527,400株として本公開買付けを実施いたします。したがって、対象者株式は、本公開買付け後も東京証券取引所スタンダード市場への上場は維持される見込みです。本公開買付けにおいて、富士通の所有する対象者株式のみが応募される場合、流通株式数、流通株式時価総額及び流通株式比率に変動は生じず、上場維持基準に抵触することはありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年2月13日(木曜日)から2025年3月13日(木曜日)まで(20営業日)
公告日	2025年2月13日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、本公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、本公開買付期間は30営業日、2025年3月28日(金曜日)までとなります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
03-6775-1000 (代表)
弁護士 栗田聡/同 嶋原友樹
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金435円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、本取得予定株式(15,527,400株、所有割合45.00%)を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、公開買付者と富士通が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。公開買付者はかかる方針のもと、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2024年11月中旬から2024年12月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者からのマネジメントプレゼンテーション等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。加えて、公開買付者は、対象者株式の直近の株価の推移や、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する上場会社の市場株価と収益性等を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値の分析を実施いたしました。 上記の結果を踏まえ、富士通との間で協議・交渉を行い、2025年1月25日に本公開買付価格を1株当たり435円とすることに合意いたしました。そして最終的に、2025年2月12日、本公開買付価格を1株当たり435円とすることを決定いたしました。 公開買付者は、公開買付者、対象者及び富士通から独立した第三者算定機関である元和合同会計士事務所から、2025年2月10日付で、意見書を取得いたしました。同意見書においては、同意見書に定められた前提(注)の下、2025年2月10日現在において、公開買付者が提供した資料を検証し、対象者の経営状況を考慮して、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を適用した結果として対象者の1株当たりの株式価値のレンジは398.58円から557.40円であり、本公開買付価格である435円は妥当な価格であり、合理的な水準であると判断している旨が記載されております。なお、上記意見書は、富士通との協議及び交渉には利用しておりません。

	(注) 同意見書の結論は、評価基準日である2025年2月10日のみ有効であること、公開情報及び公開買付者より提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としております。 なお、公開買付者は、2024年12月26日、対象者に対して、本公開買付けは富士通から本取得予定株式を取得することを前提として実施するものであり、最終提案書にて提案した価格を本公開買付価格とし、以後、本公開買付価格は富士通のみと交渉したい旨を伝えたところ、対象者から富士通以外の少数株主の応募は想定していないこと等も踏まえ特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。 本公開買付価格である1株当たり435円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年2月10日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値640円に対して32.03%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じです。)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値660円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して34.09%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値595円に対して26.89%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値601円に対して27.62%のディスカウントをした金額となります。 また、本書提出日の前営業日である2025年2月12日の終値640円に対して32.03%のディスカウントをした金額となります。
算定の経緯	上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者が属するPSAグループは、2024年6月19日、過去より接点のあった日系の証券会社を通じて、対象者に対する投資に関する潜在的パートナーとして富士通に紹介され、公開買付者はPSAグループを通じて富士通との協議を開始いたしました。公開買付者は、対象者の公表情報に基づき対象者株式の取得に関する初期的な検討を行い、2024年7月1日、富士通に対して、対象者株式の取得に対する関心の表明をいたしました。 公開買付者は、2024年9月4日、富士通のフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券より、富士通が所有する対象者株式の取得に関する意向の有無について正式な打診を受けました。当該打診を受けた後、公開買付者は、対象者より、対象者の事業及び業績見通し等に係る情報の提供を受け、また、2024年9月30日までに一次提案書を提出することを求められたため、2024年9月30日、富士通に対して、一次提案書を提出いたしました。富士通は、①一次提案書は、取引の迅速性及び取引実現の蓋然性、富士通にとって売却可能な株式数及び諸条件の観点からも十分に検討可能な内容であり、公開買付者との間で相対での協議を進めることが合理的と考えられたこと、②本公開買付けは、ポートフォリオ変革を加速させるという富士通の重点戦略の早期実行に資するものであること、③本公開買付けの実行により、対象者グループと公開買付者グループとの間で強いシナジーの実現が見込め、対象者グループの更なる企業価値向上、ひいては対象者の一般株主の皆様利益に資する取引であること、④本公開買付期間により一定の検討期間が確保されており、他の潜在的な買収者が競合取引又は対抗TOBに係る真摯な提案又は申出を行うことが可能な環境が構築されていることから、間接的なマーケット・チェックが機能すると考えられたことなどを踏まえ、富士通は、公開買付者との間で相対での協議を進めることを判断したとのことです。なお、一方で、対象者及び富士通は、2024年9月10日に本公開買付けに係る初期的な協議を実施し、同日、富士通は対象者に対して、本公開買付けの実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝えたとのことです。 富士通が公開買付者との間で相対での協議を進めることを判断した後、公開買付者は、2024年11月2日に、富士通より、当該提案に対して、本公開買付けの実施に向けた具体的な検討・協議を開始することを了承し、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築する旨の回答を受けました。 公開買付者はさらに、2024年11月20日から2024年12月20日まで対象者に対する事業、財務、税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンス等を実施し、その結果、対象者の事業、財務・税務及び法務等に関する特段の問題は検出されなかったことから、公開買付者は、2024年12月20日に、富士通に対して、(i)公開買付価格を1株当たり425円(最終提案書提出前営業日である2024年12月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値533円に対するディスカウント率は20.26%となります。)、(ii)買付予定数の上限を所有割合として40.00%とすること等を内容とする最終提案書を提出いたしました。

	その後、公開買付者、富士通より、2024年12月27日に、最終提案書に記載の公開買付価格及び買付予定数を乗じた取引総額が富士通の期待に適うものではないことを理由として、具体的な金額の提示はないものの取引総額に関する再検討の要請を受けました。それに対して、公開買付者は、2025年1月10日に、富士通に対して、(i)公開買付価格を1株当たり425円(修正最終提案書提出前営業日である2025年1月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値570円に対するディスカウント率は25.44%となります。)、(ii)買付予定数の上限を 所有割合として45.00%とすること等を内容とする修正最終提案書を提出いたしました。さらに、公開買付者は、2025年1月22日から同月25日にかけて、富士通と面談を実施し、公開買付価格・買付予定数等の本応募契約の主要な条件について協議・交渉を実施し、公開買付価格を1株当たり435円(富士通との基本合意に至った日の前営業日である2025年1月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値679円に対するディスカウント率は35.94%となります。)とすることで基本合意をしました。その後、富士通は、公開買付者との間で対象者株式の売却に係る具体的な条件について協議した結果、公開買付者及び対象者の営業基盤及び技術基盤を活用した幅広い分野での相乗効果が見込まれるパートナーとして公開買付者グループが最適であると判断し、公開買付者及び富士通は、公開買付けの公表日である2025年2月12日、本応募契約に関して認識の一致に至り、公開買付価格を1株当たり435円、買付予定数の上限及び下限を本取得予定株式と同数である15,527,400株(所有割合：45.00%)等を内容とする本応募契約を締結いたしました。 以上を踏まえ、公開買付者は、2025年2月12日、本公開買付価格を435円とすることを決定しました。 なお、対象者との間においては、公開買付者より、最終提案書提出後に、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の経営方針や経営体制といった事業運営方針について協議を行っております。 また、公開買付者は、2024年12月26日、対象者に対して、本公開買付けは富士通から本取得予定株式を取得することを前提として実施するものであり、最終提案書にて提案した価格を本公開買付価格とし、以後、本公開買付価格は富士通のみと交渉したい旨を伝えたところ、対象者から富士通以外の少数株主の応募は想定していないこと等も踏まえ特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	15,527,400(株)	15,527,400(株)	15,527,400(株)
合計	15,527,400(株)	15,527,400(株)	15,527,400(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,527,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(15,527,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	155,274
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月13日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月13日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)	344,460
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	45.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	45.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(15,527,400株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月13日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年11月5日に提出した第96期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(34,536,302株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(31,057株)を控除した34,505,245株に係る議決権の数(345,052個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2025年2月7日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得することができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)画面から所要事項を入力することでWEB上にて本公開買付期間の末日の午後3時30分までに申し込む方法、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)画面から公開買付応募申込書をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法、又は、公開買付代理人の本店若しくは営業所、若しくは公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各支店(注1)(以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡の上ご確認ください。以下同様とします。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、本公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法にて、応募してください。応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります(注2)(店頭応募窓口にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。)。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座(以下「応募株主等口座」といいます。)へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、店頭応募窓口にて本公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

③ 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要が

あります。なお、特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- ④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要となります。
- ⑥ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます。)。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注3)。
- ⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑨ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店(大阪支店、名古屋支店、福岡支店)に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店

会津支店 熊谷中央支店 新宿中央支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店 大阪支店 福岡支店 鹿児島中央支店

(注2) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主が常任代理人を通じて応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と本人確認書類(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。)が必要となります。

マイナンバー確認書類(コピー)	本人確認書類(コピー)	
マイナンバーカード(両面)	不要	
通知カード	顔写真付き (右記のいずれか1点)	運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、特別永住者証明書 等
	顔写真なし (右記のいずれか2点)	各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記いずれか1点 運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書、戸籍抄本 等	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書		

法人の場合

- ① 登記事項証明書及び印鑑証明書(両方の原本。発行日より6ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。)
- ② 法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。
- ③ 法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

外国人株主の場合

外国人(居住者を除きます。)又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるもの)に限ります。)の写しが必要となります。

なお、本公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)画面から所要事項を入力する方法、又は、本公開買付期間の末日の午後3時30分までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター(電話番号：0120-104-214 携帯電話からは03-5562-7530)までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由(対面取引口座)で応募された契約の解除をする場合は、本公開買付期間の末日の午前9時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票(交付されている場合)を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、本公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	6,754,419,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	35,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	6,792,419,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(15,527,400株)に本公開買付価格(435円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金(台湾ドル)	1,585,607 (339,530,478.00台湾ドル)
普通預金(円)	5,366,417
計(a)	6,952,024

(注) 台湾ドルから日本円への換算は、2025年2月12日現在の株式会社みずほ銀行が公表した参考為替相場である1台湾ドル=4.67円の為替レートを使用しております。

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,952,024千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年3月21日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年4月4日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

本公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買い付けないこととなった場合には、本公開買付け期間末日の翌営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付け代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。)。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,527,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(15,527,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が本公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、本公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、本公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	事項
1978年	公開買付者の前身であるSilitek Rubber Corporationが設立される
1983年	Silitek Corporationに商号を変更し、自動車部品の製造を開始
2001年10月	資本金100万台湾ドルで公開買付者が設立される
2002年10月	Silitek Corporationよりゴム部門に係る事業を譲受け
2004年3月	金融監督管理委員会の承認を受け、台湾証券取引所に上場
2023年9月	岩崎通信機株式会社より岩通マレーシア株式会社を買収

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 電子部品製造業
2. 事務機器製造業
3. 有線通信機械器具製造業
4. 機械装置製造業
5. データ保管・処理設備製造業
6. 医療器具製造業
7. 金型製造業
8. プラスチック日用品製造業
9. 工業用プラスチック製品製造業
10. 工業用ゴム製品製造業
11. 医療器具卸売業
12. 医療器具小売業
13. 国際貿易業
14. 事務機器・設備卸売業
15. 機械卸売業
16. 電子材料卸売業
17. 事務機器・設備小売業
18. 機械器具小売業
19. 電子材料小売業
20. 合成ゴム卸売業
21. 合成ゴム小売業
22. 無線通信機械器具製造業
23. 電気通信器具卸売業
24. 電気通信器具小売業
25. 許可された業務のほか、法令により禁止又は制限されていない業務

(事業の内容)

公開買付者は、電子部品の製造・販売を主たる事業としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年2月13日現在

資本金の額	発行済株式の総数
680百万台湾ドル	68,000,000株

④ 【大株主】

2024年4月6日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
Walsin Technology Corporation	24F, No. 1, Songzhi Rd., Xinyi Dist., Taipei City, Taiwan (R.O.C.)	17,000	25.00
Lite-On Technology Corporation	22F, No. 392, Ruiguang Rd., Neihu Dist., Taipei City, Taiwan (R.O.C.)	11,708	17.21
David W.H. Lee	Kinmen County, Taiwan (R.O.C.)	2,114	3.11
Hsiu-Shih Chen	Changhua County, Taiwan (R.O.C.)	2,081	3.06
Dabaoying Company Limited	15F-2, No. 289, Dadun 7th St., Nantun Dist., Taichung City, Taiwan (R.O.C.)	1,608	2.36
Ya-Ping Chen	Changhua County, Taiwan (R.O.C.)	726	1.07
Barclays Capital Securities Limited--Barclays Capital Securities Limited SBL/PB(MTA)	1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom	609	0.90
Chien-Kuo Lo	Nantou County, Taiwan (R.O.C.)	500	0.74
Tang-Yuan Chang	Hsinchu County, Taiwan (R.O.C.)	412	0.61
Te-Chun Lien	New Taipei City, Taiwan (R.O.C.)	381	0.56
計	—	37,138	54.62

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年2月13日現在

役名	職名	氏名	生年	職歴		所有株式数 (千株)
チェアマン (Chairman)	—	Yu-Heng Chiao (ユーヘン・チャオ)	1961年	1996年	ワルシン・リファ・コーポレーション ヴァイス・チェアマン (Vice Chairman, Walsin Lihwa Corporation)	10
				1992年	ワルシン・テクノロジー・コーポレーション チェアマン (Chairman, Walsin Technology Corporation) (現任)	
				1995年	ワルトン・アドバンスド・エンジニアリング・インク チェアマン (Chairman, Walton Advanced Engineering, Inc.) (現任)	
				2002年	ハンスター・ボード・コーポレーション チェアマン (Chairman, HannStar Board Corporation) (現任)	
				2005年	プロスペリティ・ダイエレクトリックス チェアマン (Chairman, Prosperity Dielectrics Co., Ltd.) (現任)	
				2010年	グローバル・ブランド・マニュファクチャア チェアマン (Chairman, Global Brands Manufacture Ltd.) (現任)	
				2015年	インフォテック・コーポレーション チェアマン (Chairman, Info-Tek Corporation)	
				2020年	公開買付者 チェアマン (Chairman)	
ディレクター (Director)	—	Chin-Hui Chen (チンフイ・チェン)	1966年	2010年	ワルシン・テクノロジー・コーポレーション マネージャー、ディレクター (Manager and Director, Walsin Technology Corporation)	—
				2017年	ワルシン・テクノロジー・コーポレーション アシスタント・ヴァイス・プレジデント (AVP, Walsin Technology Corporation) (現任)	
				2020年	公開買付者 ディレクター (Director) (現任)	

ディレクター (Director)	—	Tom Soong (トム・ソン)	1971年	2004年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション ネットワーキングアクセスユニットゼネラルマネージャー (General Manager, Lite-On Technology Corp. Networking Access Business Unit)	—
				2010年	チャイナ・ブリッジ・エクスプレス・トレーディング ゼネラルマネージャー (General Manager, China Bridge Express Trading Co., Ltd)	
				2014年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション メカニカルコンピテンシビジネスグループ ゼネラルマネージャー General Manager, Lite-On Technology Corp. Mechanical Competence Business Group	
				2016年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション ニューメカニカルコンピテンシビジネスグループ CEO(CEO, Lite-On Technology Corp. New Mechanical Competence Business Group)	
				2017年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション スマートライフアンドアプリケーションズビジネスグループ CEO(CEO, Lite-On Technology Corp. Smart Life and Applications Business Group)	
				2017年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション 上海オペレーションナルセンター ゼネラルマネージャー General Manager, Lite-On Technology Corp. Shanghai Operational Center	
				2019年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション スペシャルアシスタント・トゥ・チェアマン・アンド・ヴァイスプレジデント (Special Assistant to Chairman & Vice Chairman, Lite-On Technology Corp.)	
				2020年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション チェアマン (Chairman, Lite-On Technology Corporation) (現任)	
				2021年	公開買付者 ディレクター (Director) (現任)	
ディレクター (Director)	—	Anson Chiu (アンソン・チウ)	1962年	2006年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション パワーコンバージョンビジネスグループ ディレクター、NBビジネス (Director, NB Business Unit, Lite-On Technology Corp. Power Conversion Business Group)	—
				2016年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション パワーコンバージョンビジネスグループ ゼネラルマネージャー (General Manager, Lite-On Technology Corp. Power Conversion Business Group)	
				2018年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション パワーコンバージョンビジネスグループ CEO(CEO, Lite-On Technology Corp. Power Conversion Business Group)	
				2020年	ライトン・テクノロジー・コーポレーション パワーコンバージョンビジネスグループ プレジデント (President, Lite-On Technology Corporation) (現任)	
				2020年	公開買付者 ディレクター (Director) (現任)	

インディペン デント・ディ レクター (Independent Director)	—	Tien-Chun Tsai (ティエンチュン・ ツァイ)	1969年	1995年	デロイト・トウシュ・シーピーエー・ファ ーム 第13オーディティングデパートメン ト ヘッド (Head of 13th Auditing Department, Deloitte Touche CPA Firm)	—
				2001年	タ・ヨン・シン・イエ アシスタント・ヴァ イスプレジデント (AVP, Ta Yung Shin Yeh Co., Ltd.)	
				2004年	ユーロン・モーター フィナンシャルデパ ートメント マネージャー (Financial Dept. Manager, Yulon MotorCo., Ltd.)	
				2010年	ウェルステック・オブティカル インディ ペンデント・ディレクター (Independent Director, Wellstech optical Co., Ltd)	
				2016年	ネイチャー・ビューティー・グループ CFO (CFO, Nature Beauty Group)	
				2020年	ハイトラスト・シーピーエー・ファーム チェアマン (Chairman, Hi-Trust CPA Firm) (現任)	
				2021年	公開買付者 インディペンデント・ディレ クター (Independent Director) (現任)	
インディペン デント・ディ レクター (Independent Director)	—	Te-Pin Chi (テピン・チ)	1953年	1992年	ビーティー・インタイ・インダストリーズ デピュティ・ゼネラルマネージャー (Deputy General Manager, PT. INTAI INDUSTRIES)	—
				1993年	ジョイントベンチャー・ウーハン・ワルシ ン・ワイヤー・アンド・ケーブル ゼネラ ルマネージャー (General Manager, Joint Venture Wuhan Walsin Wire & Cable Co., Ltd.)	
				1997年	ワルシン・デベロップメント ゼネラルマ ネージャー (General Manager, Walsin Development Ltd.)	
				1998年	ハンスター・ディスプレイ・コーポレーシ ョン デピュティ・ゼネラルマネージャー (Deputy General Manager, Hannstar Display Corp.)	
				2003年	ハンスプリー・インク COO (COO, Hannspree Inc.)	
				2006年	インフォヴィジョン・オプトエレクトロニ ックス (クンシャン) デピュティ・ゼネラ ルマネージャー (Deputy General Manager, InfoVision Optoelectronics (Kunshan) Co., Ltd.)	
				2008年	ワルシン・リファ・コーポレーション ゼ ネラルマネージャー (ケーブル・ビージ ー) (General Manager of Cable BG, Walsin Lihwa Corporation)	
				2010年	ハンスプリー (上海)・インク チェアマン 、ゼネラルマネージャー (Chairman and General Manager, Hannspree (Shanghai), Inc.)	
				2012年	ハンズタッチ・ソリューション・インコー ポレティッド スーパーバイザー、レプレ ゼンタタイプ (Supervisor, representative of HannsTouch Solution Incorporated)	
				2021年	公開買付者 インディペンデント・ディレ クター (Independent Director) (現任)	
インディペン デント・ディ レクター (Independent Director)	—	I-Ming Chen (イミン・チェン)	1947年	1978年	ヒューレット・パカード・台湾 マネー ジャー (Manager, Hewlett-Packard Taiwan)	—
				1986年	ホーシン・クロウジング デピュティ・ゼ ネラルマネージャー (Deputy General Manager, Ho-Sing Clothing Co. Ltd.)	
				1989年	ワルシン・リファ・コーポレーション ア シスタント・ヴァイスプレジデント (AVP, Walsin Lihwa Corporation)	
				2024年	公開買付者 インディペンデント・ディレ クター (Independent Director) (現任)	

プレジデント (President)	—	Yu-Chen Hsu (ユーチェン・シュ ー)	1982年	2010年	インフォテック・コーポレーション ディ レクター(セールス・アンド・マーケティ ング)(Director of Sales & Marketing, Info-Tek Corporation)	101
				2020年	インフォテック・コーポレーション 台湾 ファクトリー・プレジデント(Taiwan Factory President, Info-Tek Corporation)(現任)	
				2020年	シリテック(ビーブイアイ)・ホールディン グ ディレクター(Director, Silitech (BVI) Holding Ltd.)(現任)	
				2020年	シリテック(バミューダ)・ホールディング ディレクター(Director, Silitech (Bermuda) Holding Ltd.)(現任)	
				2020年	シリテック・テクノロジー・コーポレーシ ョン・エスディーエヌ・ビーエイチディー ディレクター(Director, Silitech Technology Corporation Sdn. Bhd.)(現任)	
				2021年	公開買付者 プレジデント(President)(現 任)	
CFO／フィナ ンシャルオフ イサー／コー ポレートガバ ナンスオフィ サー (CFO/Financi al Officer/Corp orate Governance Office)	—	Wei-Lin Chen (ウェイリン・チェ ン)	1969年	1995年	バンクオブ・ボストン・タイペイ・ブラン チ トレジャリー・オフィサー(Treasury Officer, Bank of Boston Taipei Branch)	17
				2004年	公開買付者 フィナンシャル・スペシヤリ スト(Financial Specialist)	
				2018年	公開買付者 ファイナンス・マネージャー (Finance Manager)	
				2020年	シリテック(ビーブイアイ)・ホールディン グ(Director, Silitech (BVI) Holding Ltd.)(現任)	
				2020年	シリテック(バミューダ)・ホールディング (Director, Silitech (Bermuda) Holding Ltd.)(現任)	
				2020年	シリテック・テクノロジー・コーポレーシ ョン・エスディーエヌ・ビーエイチディー ディレクター(Director, Silitech Technology Corporation Sdn. Bhd.)(現任)	
				2020年	公開買付者 CFO／フィナンシャルオフ イサー／コーポレートガバナンスオフィ サー(CFO/Financial Officer/ Corporate Governance Officer)(現任)	
アカウンティ ングオフィサ ー (Accounting Officer)	—	Chi-Tien Chen (チティエン・チェ ン)	1970年	1999年	ライトン・テクノロジー・コーポレーショ ン アカウンティング・スペシャリスト (Accounting Specialist, Lite-On Technology Corporation)	—
				2008年	公開買付者 アカウンティング・アシスタ ント・マネージャー(Accounting Assistant Manager)	
				2020年	公開買付者 アカウンティング・オフィサ ー(Accounting Officer)(現任)	
計						128

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、台湾版国際財務報告基準(T-IFRS)に準拠して作成されており、監査法人による監査を受けております。

① 【貸借対照表】

監査を受けた最近事業年度(末日：2023年12月31日)の連結貸借対照表は以下のとおりです。

公開買付者及び子会社
連結貸借対照表
2023年12月31日

(千台湾ドル)

資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	628,836
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (FVTPL)	
－ 流動	3,109
償却原価で測定する金融資産 - 流動	118,086
売上債権 (純額)	479,336
関連当事者からの売上債権	491
その他債権	29,550
関連当事者からのその他債権	3,531
当期税金資産	212
棚卸資産	273,749
その他流動資産	40,527
流動資産合計	1,577,427
非流動資産	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (FVTPL)	
－ 非流動	36,967
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 (FVTOCI) - 非流動	144,060
償却原価で測定する金融資産 - 非流動	1,076,632
有形固定資産	401,054
使用権資産	223
その他無形資産	4,243
繰延税金資産	78,594
払戻可能な証拠金	6,918
その他の固定資産	32,071
固定資産合計	1,780,762
合計	3,358,189
負債及び資本	
流動負債	
短期借入金	43,328
仕入債務	305,529
関連当事者への仕入債務	13,469
その他未払金	244,120
関連当事者へのその他未払金	535
当期税金負債	14,048
引当金 - 流動	19,237
リース債務 - 流動	231
その他流動負債	31,072
流動負債合計	671,569
固定負債	
退職給付に係る負債 - 非流動	32,377
受入保証金	1,195
繰延税金負債	36,067
固定負債合計	69,639
負債合計	741,208
親会社の所有者に帰属する持分	
資本金	
普通株式	680,000
資本剰余金	630,074
利益剰余金	
利益準備金	1,120,368
特別準備金	206,863
未処分利益	285,807
利益剰余金合計	1,613,038
その他資本	(306,131)
資本合計	2,616,981
合計	3,358,189

② 【損益計算書】

監査を受けた最近事業年度(末日：2023年12月31日)の連結包括利益計算書は以下のとおりです。

公開買付者及び子会社
連結包括利益計算書
2023年12月31日

	(千台湾ドル)
営業収益	2,084,426
売上原価	(1,755,022)
売上総利益	329,404
営業費用	
販売費及びマーケティング費	(63,915)
一般管理費	(144,928)
研究開発費	(39,935)
予想信用損失	(10)
営業費用合計	(248,788)
営業利益	80,616
営業外損益	
受取利息	56,242
その他の収益	32,928
その他損益	1,573
金融費用	(733)
予想信用損失	(761)
営業外損益合計	89,249
税引前利益	169,865
法人所得税	(50,537)
当期純利益	119,328
その他の包括利益(損失)	
純損益に振り替えられることのない項目：	
確定給付制度の再測定	(394)
その他の包括利益を通じて公正価値で	
測定する金融資産の未実現損失	(6,004)
純損益に振り替えられることのない項目	
に係る法人所得税	94
合計	(6,304)
純損益に振り替えられる可能性のある項目：	
在外営業活動体の換算差額	(39,577)
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
に係る法人所得税	7,915
合計	(31,662)
その他の包括損失(税効果考慮後)合計	(37,966)
当期包括利益合計	81,362
1株当たり当期純利益	(台湾ドル)
基本	1.75
希釈化後	1.75

③ 【株主資本等変動計算書】

監査を受けた最近事業年度(末日：2023年12月31日)の連結株主資本等変動計算書は以下のとおりです。

公開買付者及び子会社 連結株主資本等変動計算書 2023年12月31日						
	資本金		(千台湾ドル)			
	普通株式					
	(千株)	金額	資本剰余金	法定準備金	特別準備金	未処分利益
2022年12月31日現在の 残高	68,000	680,000	630,074	1,109,766	316,814	108,230
2022年度の利益処分						
利益準備金	-	-	-	10,602	-	(10,602)
特別準備金戻入	-	-	-	-	(109,951)	109,951
現金配当金	-	-	-	-	-	(40,800)
2023年12月31日に終了 した会計年度の当期純 利益	-	-	-	-	-	119,328
2023年12月31日に終了 した会計年度における その他の包括損失(税 効果後)	-	-	-	-	-	(300)
2023年12月31日に終了 した会計年度の包括利 益（損失）合計	-	-	-	-	-	119,028
2023年12月31日現在の 残高	68,000	680,000	630,074	1,120,368	206,863	285,807
	その他資本					
	在外営業活 動体の換算 差額	FVTOCIの金 融資産に係 る未実現損 失	資本合計			
2022年12月31日現在の 残高	(125,664)	(142,801)	2,576,419			
2022年度の利益処分						
利益準備金	-	-	-			
特別準備金戻入	-	-	-			
現金配当	-	-	(40,800)			
2023年12月31日に終了 した会計年度の当期純 利益	-	-	119,328			
2023年12月31日に終了 した会計年度における その他の包括損失(税 効果後)	(31,662)	(6,004)	(37,966)			
2023年12月31日に終了 した会計年度の包括利 益（損失）合計	(31,662)	(6,004)	81,362			
2023年12月31日現在の 残高	(157,326)	(148,805)	2,616,981			

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月
最高株価	676	662	649	640	583	705	673
最低株価	517	597	555	563	500	525	629

(注) 2025年2月については、2月12日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月28日関東財務局長に提出

事業年度 第95期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月26日関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第96期(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月5日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

FDK株式会社

(東京都港区港南一丁目6番41号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年1月28日付で、本四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

① 損益の状況(連結)

会計期間	2025年3月期第3四半期
売上高	48,135百万円
営業利益	1,308百万円
経常利益	1,156百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	698百万円

② 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年3月期第3四半期
1株当たり四半期純利益	20.24円
1株当たり配当額	—

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月		2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高	(百万円)	62, 123	61, 543	61, 456	62, 784	62, 676
経常利益	(百万円)	565	1, 274	1, 968	851	720
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△2, 340	2, 009	740	318	120
包括利益	(百万円)	△3, 534	4, 268	1, 611	736	2, 352
純資産額	(百万円)	6, 739	10, 888	12, 460	13, 196	15, 645
総資産額	(百万円)	47, 685	48, 064	46, 903	47, 130	51, 556
1株当たり純資産額	(円)	195. 16	315. 37	360. 92	382. 26	450. 45
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△67. 82	58. 24	21. 47	9. 22	3. 50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	14. 1	22. 6	26. 6	28. 0	30. 1
自己資本利益率	(%)	△27. 5	22. 8	6. 4	2. 5	0. 8
株価収益率	(倍)	△7. 0	24. 0	40. 4	94. 9	216. 5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2, 799	1, 996	2, 177	2, 783	1, 620
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2, 390	△373	△3, 920	△2, 978	△2, 533
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	99	△4, 077	△2, 780	△116	1, 813
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	9, 063	7, 001	2, 763	2, 571	3, 715
従業員数	(名)	3, 030	2, 486	2, 431	2, 436	2, 418

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第91期については1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第92期、第93期、第94期および第95期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しており、第93期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高 (百万円)	50,806	51,857	51,559	52,157	51,227
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△519	1,838	1,221	△715	65
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△4,272	2,289	△151	△640	△618
資本金 (百万円)	31,709	31,709	31,709	31,709	31,709
発行済株式総数 (株)	34,536,302	34,536,302	34,536,302	34,536,302	34,536,302
純資産額 (百万円)	4,955	7,278	6,897	6,248	5,654
総資産額 (百万円)	41,252	42,047	38,860	38,768	41,590
1株当たり純資産額 (円)	143.62	210.92	199.90	181.09	163.86
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額 (△) (円)	△123.80	66.34	△4.39	△18.56	△17.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金 額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.0	17.3	17.8	16.1	13.6
自己資本利益率 (%)	△60.1	37.4	△2.1	△9.7	△10.4
株価収益率 (倍)	△3.8	21.1	△197.3	△47.1	△42.2
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	1,620	1,632	1,644	1,608	1,583
株主総利回り (%) (比較指標：東証スタン ダード市場株価指数)	47.8 (77.1)	140.6 (110.6)	87.1 (106.8)	87.9 (15.5)	76.0 (19.0)
最高株価 (円)	1,183	2,073	1,504	1,033	985
最低株価 (円)	386	408	761	719	641

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第92期については潜在株式が存在しないため、第91期、第93期、第94期および第95期については1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
3. 最高株価および最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しており、第93期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。